

○岡崎市障がい者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例

平成24年12月25日

条例第55号

改正 平成25年3月28日条例第9号

(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律
の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例第8条)

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第84条第1項の規定に基づき、障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 利用者 障がい福祉サービスを利用する障がい者をいう。

(2) 昼間実施サービス 障がい者支援施設が提供する施設障がい福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

(障がい者支援施設の一般原則)

第3条 障がい者支援施設は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画(第10条において「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して施設障がい福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障がい福祉サービスを提供しなければならない。

2 障がい者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障がい福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障がい者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(職員)

第4条 障がい者支援施設は、施設長のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める職員を置かなければならない。

(1) 生活介護を行う場合

ア 医師

イ 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。次号アにおいて同じ。)

ウ 理学療法士又は作業療法士(利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合に限る。)

エ 生活支援員

オ サービス管理責任者(施設障がい福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この条において同じ。)

(2) 自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下この条及び第14条第2項において「施行規則」という。))第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)を行う場合

ア 看護職員

イ 理学療法士又は作業療法士

ウ 生活支援員

エ サービス管理責任者

(3) 自立訓練(生活訓練)(施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)を行う場合

ア 生活支援員

イ サービス管理責任者

(4) 就労移行支援を行う場合

ア 職業指導員

イ 生活支援員

ウ 就労支援員

エ サービス管理責任者

(5) 就労継続支援B型(施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)を行う場合

ア 職業指導員

イ 生活支援員

ウ サービス管理責任者

(6) 施設入所支援を行う場合

ア 生活支援員

イ サービス管理責任者

2 前項に規定する理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3 前2項に規定するもののほか、障がい者支援施設の職員に関し必要な基準は、規則で定める。

(規模)

第5条 障がい者支援施設は、次の各号に掲げる当該障がい者支援施設が提供する施設障がい福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(1) 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型 20人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障がい者支援施設(あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている障がい者支援施設(第8条第3項において「認定障がい者支援施設」という。)を除く。次項において同じ。))にあっては、10人以上)

(2) 施設入所支援 30人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障がい者支援施設にあっては、10人以上)

2 複数の昼間実施サービスを行う障がい者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲げる当該障がい者支援施設が提供する施設障がい福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める数としなければならない。ただし、当該障がい者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計は20人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障がい者支援施設にあっては、12人以上)でなければならないものとする。

(1) 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援 6人以上

(2) 就労継続支援B型 10人以上

(3) 施設入所支援 30人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障がい

い者支援施設にあっては、10人以上)

(定員の遵守)

第6条 障がい者支援施設は、施設障がい福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障がい福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(構造設備)

第7条 障がい者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 障がい者支援施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。)でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(設備の基準)

第8条 障がい者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障がい者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項の居室の基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、4人以下とすること。

(2) 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。

3 認定障がい者支援施設が就労移行支援を行う場合は、第1項の規定のほか、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

4 第2項に規定するもののほか、障がい者支援施設の設備の基準は、規則で定める。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 障がい者支援施設は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域(当該障がい者支援施設が通常時に当該施設障がい福祉サービスを提供する地域をいう。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の障がい者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 障がい者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

(施設障がい福祉サービスの取扱方針)

第10条 障がい者支援施設は、施設障がい福祉サービスに係る個別支援計画(第13条第1項及び第2項において「施設障がい福祉サービス計画」という。)に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障がい福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 障がい者支援施設の職員は、施設障がい福祉サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 障がい者支援施設は、その提供する施設障がい福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第11条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 障がい者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。

3 障がい者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 障がい者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用

せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 障がい者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

6 障がい者支援施設は、常時1人以上の職員を介護に従事させなければならない。

7 障がい者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該障がい者支援施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

第12条 障がい者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 障がい者支援施設は、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 障がい者支援施設は、常時1人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

4 障がい者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該障がい者支援施設の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(実習の実施)

第13条 障がい者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障がい福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 障がい者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障がい福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3 障がい者支援施設は、前2項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障がい者就業・生活支援センターをいう。)、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(相談等)

第14条 障がい者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な

助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 障がい者支援施設は、利用者が、当該障がい者支援施設以外において生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型(施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。)又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他のサービス事業所(法第36条第1項に規定するサービス事業所をいう。)等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

(生産活動)

第15条 障がい者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

- 2 障がい者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。
- 3 障がい者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 4 障がい者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

第16条 障がい者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 障がい者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額(第4項において「工賃の平均額」という。)を、3,000円を下回るものとしてはならない。
- 3 障がい者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 障がい者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県及び市に報告しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第17条 障がい者支援施設は、施設障がい福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(次項において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 障がい者支援施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

第18条 障がい者支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 障がい者支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第19条 障がい者支援施設は、その提供した施設障がい福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 障がい者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 障がい者支援施設は、その提供した施設障がい福祉サービスに関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 障がい者支援施設は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(規則への委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(居室の定員の経過措置)

- 2 平成18年10月1日前に存する法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の6に規定する知的障がい者更生施設(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号)による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号。第4項において「旧知的障害者援護施設最低基準」という。))第22条第1号に規定する知的障がい者入所更生施設に限る。次項及び第4項において「知的障がい者更生施設」という。))において施設障がい福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。次項及び第4項において同じ。))について、第8条第2項の規定を適用する場合においては、同項第1号中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。

(居室面積の経過措置)

- 3 平成18年10月1日前に存する知的障がい者更生施設において施設障がい福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第8条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。
- 4 平成18年10月1日前に存する知的障がい者更生施設であって旧知的障害者援護施設最低基準附則第2条から第4条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障がい福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第8条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。
- 5 平成24年4月1日前に存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)第5条による改正前の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の9第1項に規定する知的障がい児施設等であって、同日以後障がい者支援施設となったものに対する第8条第2項の規定の適用については、当分の間、

同項第2号中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.95平方メートル」とする。ただし、障がい者支援施設となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

附 則(平成25年3月28日条例第9号抄)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。